

政治活動用ポスターの掲示等について

(三重県屋外広告物条例上の取扱い)

政治活動用ポスター・立看板等を表示又は設置するときは、公職選挙法のほか、三重県屋外広告物条例の規定も適用されます。

屋外広告物に関する窓口は下表のとおりですので、予めご相談いただきますようお願いいたします。

政治資金規正法第6条第1項の届出を行った政治団体が、規則で定める基準※に適合する貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等を表示又は設置するときは、三重県屋外広告物条例にかかる許可申請は不要です。

ただし、禁止地域（低層・中高層の住居専用地域等。ただし、立候補者の自宅、選挙事務所等は除く。）や、禁止物件（ガードレール等）には表示出来ませんので、詳細は下記窓口でご確認ください。

※規則で定める基準

- ①政治資金規正法第6条第1項の届出を行った政治団体が掲示。
- ②屋外広告物の許可基準に適合。
（貼り紙1㎡以下、貼り札等1㎡以下、広告旗2㎡以下、立看板等2㎡以下）
- ③表示又は設置の期間の始期及び終期、表示者又は管理者並びに連絡先を明示。
（表示又は設置の期間は、60日以内）
- ④表示又は設置場所の管理者の承諾を得ている。

屋外広告物に関する担当窓口

地域等	担当窓口	電話番号	地域等	担当窓口	電話番号
いなべ市・木曾岬町・東員町	三重県 桑名建設事務所	0594-24-3662	大台町	大台町 建設課	0598-82-3788
桑名市	桑名市 都市整備部 都市整備課	0594-24-1223	伊勢市・玉城町・度会町・南伊勢町	三重県 伊勢建設事務所	0596-27-5202
四日市市・菰野町・朝日町・川越町	三重県 四日市建設事務所	059-352-0667	大紀町	大紀町 建設課	0598-86-2247
鈴鹿市	鈴鹿市 都市整備部 都市計画課	059-382-9063	鳥羽市・志摩市	三重県 志摩建設事務所	0599-43-9627
亀山市	三重県 鈴鹿建設事務所	059-382-8683	名張市・伊賀市	三重県 伊賀建設事務所	0595-24-8297
津市	津市 都市計画部 都市政策課	059-229-3290	尾鷲市・紀北町	三重県 尾鷲建設事務所	0597-23-3527
松阪市	松阪市 建設部都市計画課	0598-53-4199	熊野市・御浜町・紀宝町	三重県 熊野建設事務所	0597-89-6141
多気町・明和町	三重県 松阪建設事務所	0598-50-0586			